

第1 請求人

住所・氏名 略

第2 請求年月日

本件請求は令和元年7月12日に提起され、同日に受領した。

第3 請求の要旨

平成25年度から平成30年度の滞納繰越分からなる不能欠損処理がなされた町税債権の合計9,494万1,286円について、町税債権が時効により消滅した原因は、町長以下担当職員が指揮監督上の過失等の違反、又は徴収を怠り、時効中断等の措置をとらないまま漫然と本件処理を行ったことにより、大熊町に同税額相当の損害が発生しており、滞納者に対する督促や財産の差押え等の時効中断措置を怠ったことなどに起因して、大熊町が本件処理に係る税額相当の損害を被っており、違法に公金の「賦課・徴収・財産の管理を怠る事実」の当該行為を行なった、町長以下担当職員に対し、大熊町は賠償命令を行うよう求める。

第4 監査委員の判断

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実、等の財務会計上の行為等があると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

監査請求を行うに当たり、請求人は財務会計上の行為を特定するとともに、特定した財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に指摘する必要がある。

本件請求において、請求人の主張は、i) 平成25年度から平成30年度にかけて町税債権9,494万1,286円が時効により消滅（不納欠損処理）している。ii) 時効消滅に至った原因は、町長以下担当職員が違法若しくは不当に町税債権の督促、滞納処分等の手続を怠った、財産の管理を怠った事実にある。iii) 怠る事実により町は9,494万1,286円もの損害を被っているので、町長以下当時の担当職員に損害賠償請求を行うよう町に求める、といったものである。

しかしながら、請求人のii)の主張（怠る事実の存在）は事実に反している。

大熊町では平成23年の東日本大震災以前から滞納者に対して督促、差押え、交付要求、滞納処分等の手続を実施している。具体的には福島県総務部課税収税グループや相双地方振興局県税部が開催する徴収事務に関する研修会等に出席し、配付されるテキスト類を教科書として徴収手続を実施して来た。震災時の平成23年から平成2

4年にかけては大熊町は全町避難で町民が避難所を転々とし、町民の住所、居所も定まらなかった。徴収手続は事実上不可能であった。しかし、平成25年ごろからは、町民の居所も大方定まって来た（住民票は大熊町にあるが居所が他の自治体にある者、居所が不明の者もいる）ために、滞納者毎に住所、居所の確認、督促手続、財産調査（実態調査）、滞納処分等を実施してきた。よって町長以下担当職員が違法若しくは不当に町税債権の督促、滞納処分等の手続を怠った、財産の管理を怠ったとの事実は無い。

請求人が住民監査請求書に添付した事実証明資料（甲1号証 文書30, 31, 32）には「折衝記録票」の写し、「滞納処分停止調書」の写しが含まれている。請求人が自ら提出したこれら「折衝記録票」の写しには、督促手続からの一連の折衝過程が記録されており、町税債権の督促、差押え、滞納処分等の手続が事実として記載されている。

請求人は住民監査請求を行う要件を満足させる為にこの「折衝記録票」の写しに記載されている折衝の事実を無視して、「違法若しくは不当に町税債権の督促、滞納処分等の手続を怠った、財産の管理を怠った」と事実に反する主張を行っている。違法若しくは不当な「怠る事実」によって町税債権9,494万1,286円が時効消滅し、町は同額の損害を被ったという住民監査請求の要件を満たすような主張を行ったものである。

請求人の主張する様な、違法若しくは不当な「怠る事実」が原因で、町が9,494万1,286円もの損害を被ったというのは、事実を無視した主張にすぎないので、請求人の住民監査請求は必要な要件を満たしていない。

以上のことから、請求人の住民監査請求は要件を欠くものと判断する。

令和元年 8月30日

大熊町監査委員 吉田 裕彦
同 仲野 剛